

【足立区労働報酬審議会】会議録

会議名	令和7年度 第2回 足立区労働報酬審議会		
事務局	総務部 契約課		
開催年月日	令和7年11月14日(金)		
開催時間	午前10時00分～午後0時10分		
開催場所	足立区役所 別館3階 301会議室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	竹内 章博 委員
	伊藤 治光 委員	北野 元一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	1 開会 2 議事 議案第1号 令和7年度公契約条例適用契約について 議案第2号 令和8年度労働報酬下限額(案)について 3 その他 4 閉会		
資料	審議資料		
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としていますが、非公開情報とされているものに関する審議については審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいと考えますがいかがでしょうか。

－全委員了承－

◆議案第1号 令和7年度公契約条例適用契約について

【契約課長が議案について説明】

◆議案第2号 令和8年度労働報酬下限額
(案)について
(工事請負契約)

【契約課長が議案について説明】

(熟練労働者)

(A案) 現年度単価を基礎とする方式

令和8年度公共工事設計労務単価の90%

(B案) 前年度と同方式

令和7年度公共工事設計労務単価の95%

(C案) 前年度単価を基礎とする方式

令和7年度公共工事設計労務単価の90%

(熟練労働者以外)

(A案) 他区と同様の方式

令和8年度公共工事設計労務単価(軽作業員)
の70%

1, 702円

※金額は推計値

(B案) 前年度と同方式

令和7年度公共工事設計労務単価(軽作業員)
の73.4%

1, 698円

(C案)

令和7年度公共工事設計労務単価(軽作業員)
の70%

1, 620円

(業務委託契約・指定管理協定)

(A案) 前年度と同方式

令和7年度区会計年度任用職員(事務補助)
報酬(改定後)のみを基礎とする

1, 483円

(B案) A案で、加味するのは最賃増加額

令和7年度区会計年度任用職員(事務補助)
報酬(改定後)を基礎とし、令和7年の最低
賃金の増加額63円を加算する

1, 546円

(C案) 前々年度と同方式

令和7年度区会計年度任用職員(事務補助)
報酬(改定後)を基礎とし、令和7年の最低
賃金の増加率を反映させる

1, 563円

(D案) 現行の下限額に令和7年の最低賃金
増加分を上乗せ(最賃との差を維持)

現行の下限額1,350円に令和7年の最賃
増加額63円を加算

1, 413円

(指定管理(区外施設))

(A案) 前年度と同方式

各施設が所在する県の最低賃金額に令和7年度の最低賃金改定額による増加額を加算した額

日光 1, 132円
鋸南 1, 204円

(B案)

施設所在県の最低賃金額と同額

日光 1, 068円
鋸南 1, 140円

(C案)

施設所在県の最低賃金額に区内施設下限額の対最低賃金との比率を乗じた額

日光 1, 292円
鋸南 1, 379円

(D案)

施設所在県の最低賃金額に区内施設下限額の前年度増加率を乗じた額

日光 1, 173円
鋸南 1, 252円

○早川委員

まず11ページです。工事関係の下限額で熟練の方の話しだですが、こちらはA案、現年度ということありがとうございます。その設計労務単価の90%について、労働者側から言うと何もせず10%切られている状態がずっと続いています。そして、公契約条例が足立区で出来たのが14年前だと認識しております。そして、この90%にした理由というのが、当時の落札率をもとに90%を割り出したということを聞いております。そして、今、現在の落札率をみると、かなり高いです。今日の資料の19ページの落札比率の推移を見ると、現行95%を超えてきている

状況です。当初の考えで言うと、入札比率に比例して行うということであれば、もう12年間これで続けてきていて、そして未熟練の方は12回ほど改定がなされています。熟練の方は1回も改定がなされていないということを考えると、もう12年が経つので、一度この利率を変えることを提案していただきたい。もし問題があるのであれば、次の審議会等でこの数字を変更するという形をとればいいのかと思います。まずは川崎市と同じような当年度の設計労務単価の92%をお願いしたいというところです。続いて12ページ目の未熟練の方のお話ですが、私ども労働者側からすると、このA案の8年度の70%ではなく、14ページ目の当年度の軽作業員の設計労務単価の90%をお願いしたいと思います。今、何が問題かというと、国交省の方でレベル別年収を出しています。このページは、2年前に国交省の方が示した文書で、キャリアアップのレベル別に応じた該当年収というものを示している資料になります。裏を見てください。全国の平均的な数字が記載されています。レベル1、レベル2、レベル3、レベル4に分かれています。レベル1が未熟練、手元と言われる方です。レベル2が普通作業員、レベル3が普通作業員を取りまとめる職長と言われる方、レベル4が基幹、技能者ということでかなりの技術、技能を持っている方ということで、レベルに応じて国交省の方で適正な年収を示しています。レベル1の年収を見てください。一番下で374万円ということです。この374万円を年間労働日数234日で割ると、だいたい1日当たりの日当単価が1万6千円くらいで出でます。さらに1日の労働時間8時間で割ると、時給2千円弱くらいが出てきます。そう考えると、こちらの表に示してある14ページ目の当年度の軽作業員の90%に

比較的に近い数字となります。劇的にここまで変えることが難しいということであれば、軽作業員の現在の 70% を 75% に変えて、少しずつ実態に近づけていくことも必要ではないかと思います。台東区の方では公契約条例が出来上がって、下限報酬額をいくらにするか、今、審議に入っているようです。台東区では、75% でスタートしようという提案が行政側からあるみたいです。そのため、足立区においても未熟練に関しては、当年度の設計労務単価の 75% でお願いしたいということで、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○北野委員

今、早川委員がお話しいただいた台東区の公契約審議会について、私も傍聴してきました。実はこの工事に関する部分については、第1回の審議会で審議していたので私は傍聴できませんでしたが、出席している審議委員からのお話ですと、早川委員が言われたように未熟練の方の賃金をしっかりしておかないと、将来にわたって人材不足ということが続いてしまうということ、そして軽作業員の 90% に上げたいがすぐにそこまでは上げるのは難しいので、今回は 75% で区の方が提示をしてきているという状況のようです。

○竹内委員

まず 11 ページのお話ですが、私も今日が初めての出席なのでここまで経緯がわかつていないのですが、今お話しされたように、令和 8 年度のものを採用という話しがありました、令和 8 年度の東京都の公共工事労務費単価が 2 月頃に公表されるはずです。実際に足立区では、4 月から 6 月の第一四半期に

発注する仕事がほとんどです。この時期に発注するとなると、実際の設計、積算等は 4 か月くらい前にされていて、順次、区役所の中で上がって公表に至って、指名を受けて、入札をするという手順になっていきます。そして第一四半期の令和 8 年 4 月から 6 月くらいまでに公表される案件は、おそらく 7 年度の単価でしか積算ができないのが実態です。そのため 8 年度の単価を採用するのであれば、その分はアップ率を逆に下げてもらわないと、我々はそれをいただいて、そこからお支払いをするので、もらった以上のものを払えというお話しになってしまふので、ちょっと理不尽かなと感じます。単価を令和 8 年度に合わせるのであれば、率を 90% とか 92% とかいうお話しだったのですが、そこから 5.7%、6% を下げて 80 いくつという数字にしていただきたいと思います。これは最低金額のお話で、あくまでも最低賃金は実態賃金ではありません。色々な方がいますが、すごく能力の高い熟練工と言っている中にも、高い方と熟練工なりたてという方では技量に絶対に差があるので、それぞれの人たちに同じ値段を払うわけではなくて、やはり出来る人にはそれだけ報酬が多くなるというのが一般的な論理だと思います。そうでないと上を目指そうということになって行かないので、そのように誘導するためにも差はどうしても付けます。ただその時に、おまえはこうだよとか、ああだよとかいうのは差別的な発言になるので、そういうことはおそらく言わないです。もしも単価を令和 8 年度のものにするのであれば、90% より下ではないと厳しいかなと思います。

○伊藤委員

工事部門ではないので次の話になるのですが、私どもは足立区以外でも色々と人を雇

って仕事をさせていただいているが、足立区は人口が70万人もいるので正直、一番ひとが集まるところです。それを考えると、ベースを各区と同じようにしても、多分、足立区の業者に人が一番集まる状態です。そのため足立区を上げてしまうと、もっと他の中心部の人の少ない所の仕事は、非常に困ると思います。前回のお話しで足立区だけが前年度を基準にしていたとのことなので、これはもう見込みということで今やることも仕方がないのですが、まずは他の区と横並びにしても、足立区が一番募集しやすいと思います。他の区は逆に私どもが上げてしまうと、非常に困るというのが実情ではないかと思います。

○北野委員

伊藤委員の方からお話しもありましたが、確かに足立区は人口が多く、70万人を超えていています。けれども募集しやすいから、集まりやすいから低く設定していく良いということではないと思います。当然、中心部は高くなったり安くなったり、それよりも足立区が高いから人が多く集まる、それだけ優秀な人を集めやすいというところに労働報酬下限額の設定の意味があると思います。人が集まりやすいといった地域性で話しをしていますと、足立区と隣の埼玉県草加市はどうなんだという比較にもなってきてしまいしますし、また足立区と台東区、葛飾区、江東区との比較にもなってきてしまうと思います。足立区は、足立区の考え方として自身で行うべきだと思いますし、他区もやはり同じ条件だと思います。設計労務単価は2月にならないと出てこないことも想定をした上で、落札率の90%を掛ける、この想定をするのがこの審議会だと思いますので、これが適切かどうかというところを、きちんと協議をするべきだと思います。

思います。ただ、落札者の考え方もあると思いますので、90%を割り込むというのは、理論上、つじつまが合わなくなってくると思います。

○早川委員

先ほど竹内委員から、今年度でいうと令和7年2月、3月くらいに、その年度の設計労務単価で計算するから予定価格が少し安くなるのではないかというお話があったかと思います。設計労務単価の増加率の推移が11ページにあったと思います。令和1年が3.1%、令和7年が5.9%で、平均で見ると5%くらいになるのではないかと思います。多分、この5%の差が出てくると思います。その中で、設計労務単価の95%以上が下限額ということであれば、それはやはり事業主側の方に不利益や負担を被るかと思いますが、現在の下限報酬額は設計労務単価の90%なので、設計労務単価の上げ幅5%をみても、十分に払えるだけの数字ではないのかなというのが、こちら側から見てとれるところです。

○竹内委員

先ほどもお話ししたとおり、例えば令和8年の5月、6月頃に発注されるものは、令和7年度の単価で積算して予定価格が出てくると認識しています。そうすると、来年、取った時に、令和8年度の単価の何パーセントという話しでいくと、土台が違うので、その土台の差を考慮していただきたいと思います。

○早川委員

その土台の差は5%ですか。

○竹内委員

90%であれば、85%と認識していま

す。

○早川委員

私が言うと、標準は100ですから、100引く5で95%くらいまでならばいいと思いますが。

○竹内委員

95%であれば90%であるし、90%であれば85%です。競争入札のため、100で落札するわけではないので、これはあくまでも最低賃金を決める話しで、最高賃金を決める話しではありません。色々な方がいますので、その方に払う額が、最低がこれだとするとレベルの高い方は2割くらい実際には高いです。そうすると当然、我々はそのお金を追加して払って仕事をしていただかないと仕事が仕上りません。難しい仕事であれば、そのようになっていきます。それは、事業者としては仕方ないという認識でやりますけれども、最低賃金の場合は、そこからまた2割となると、100から120%で払わなければならぬ人も出てきます。そうなると、なかなかこれは仕事として成り立たないかなと思います。

○早川委員

ちなみに基幹技能者は2割アップぐらいで払いたいというお話しがあったと思いますが、今の下限報酬額の平均でいうとだいたい3万円前後かなと思います。そこで2割アップということになると、その基幹技能者については3万6千円の支払いがなされているのかなと思います。その基幹技能者というのは、現場で何割ぐらいいらっしゃるのですか。

○竹内委員

おそらく10%はいないと思います。8人パーティーで1人とか、そのぐらいの人数ではないでしょうか。先ほど国交省の書類を配っていただいたのですが、私も色々な話しをしていますが、キャリアアップシステムを導入しているところは、比較的大手の建設会社が多いです。また、そういうところで下請けとして入っていたり、二次になつたりしてキャリアカードを持って登録をしていく方と、我々はまだ導入を出来てないので、そういうところで働く方とは、既にその時点で知識とか経験値とかスキルの問題で、どうしても少し差がついています。実際には、一番下とは思っていません。これよりも下が実際にあります。それをどうしてもここで決めた最低賃金でいくと、それより下回ってはいけないわけですから、そこの最低線をあまり上げ過ぎては少し厳しいかなと感じます。

○早川委員

今、建設業界で問題となっているのは、技能職不足です。昔は、建設技能者が685万人いたのですが、今は500万人を切って490万人ぐらいです。特に我々の業界で問題なのが、若手技能者が少なく高齢技能者が非常に増えていることです。若手技能者をどのように我々の業界に呼び込むかということなのです。やはり新卒の方に聞くと、我々の業界を嫌う理由というのが、低賃金と休暇の問題です。この2点なのです。そのため我々はここで、未熟練の賃金を上げていく議論をしていかないと、将来の建設業界の存続という視点に立って議論をしていただきたいところがあります。

○竹内委員

早川委員と同じ意見です。将来の建設業界の労働者を確保するためには、もちろんその

ように給与、労働時間、休みとかは本当にすごく広がっていっていると思います。完全週休二日制は、東京都ではほとんど移行しています。そのような中で、労働時間の抑制の問題もあつたりするので、今までよりも改善しています。そのように良い面を見せていました。ただし、本当に一番最低の方は、20歳の方ではないかもしれません。60歳、70歳の方かもしれません。それは若年を上げていから上げるという考え方ではなくて、それは企業側の努力なので、私たちも常にそのように考えて人を求人しています。賃金を上げる、働き方を良くするとか、そのようにPRをして来ていただいて仕事をしていただいて、全く経験の無いところから育てています。そうするのは、もちろんこちら側の努力義務なのです。これは企業の存続に関わってくるので、これを怠ったら5年か10年すれば、当然に今50歳のひとは60歳、60歳の人は70歳になっていくので、今20代、30代や10代の方でも来ていただけるように、環境を整えていくのはこちら側の義務と認識しています。

○小倉副会長

若手を育てていかなければ将来厳しくなるということについて、特に現場の中ではどうしても厳しい環境の中で働かれている方が多いので、他よりも給与がいい、いわゆる事務職よりも給与がいいからこの現場にいこうかな、あるいは少し大変だけれどもがんばって技術を身に着けていこうかなといったところで、少し将来性をもっていかないとなかなかこれから先は難しいと思います。そうはいつても今の日本は建設をやらなくてもいいと絶対にいかない状況で、建て替えなくてはいけないものが沢山ある中では、大変なことになってしまふという認識で、最低賃金の上り幅

も正直すごい勢いで上がっています。1200円という表示を見た時に、1200円では最低賃金違反ですよと私どもが申し上げると、えっと驚く事業者が多くいて、今年の上り幅がきちんと見えていますかという話をせざるを得ない状況です。この上り幅も当然に下限額の中に含み置きしておかないと、来年はもっと、もしかすると63円でないかも知れないところを十分に考慮しなければいけないと思っています。90%を92%に上げていきたいというところではあると思いますが、最賃の上り幅が大き過ぎます。先ほど、一番できる方に沢山払おうという話しだったのですが、実は一番下が上がると全体のパイが一緒の時には、一番上の方に配れる分が少なくなってしまって、これだけしか上がらないのではもうやってられませんという話しが現場から非常に出てきます。これは通常、最低賃金で起きている問題ですが、さらに技術力がある方にどのようにしてお支払いをするかというと、限られた技術を持っている方たちなので、うちの会社にいてもらわなければ足立区の仕事が出来ない、残ってくれないのも困るとなると、出来る方にはもっと払うという状況が当然起きうることは間違いないというところも共通のご認識ではないかと思います。先ほどの話しだと、前年の2月の情報を基にして入札参加といくので、実際にこの支払いになる時に、去年の状況で入札をかけたものを今年の状況で払ってくださいと言われると、最賃が上がってしまったから上がったもので払ってくれと言われると、去年の入札した内容でそのまま払うのは無理ですという現状があると思います。そこについては何か改善が当然に必要です。事業者の方が全部持ち出しで、払えないものは払えないというのではやはり困ると思うので、前年の価格でやつたのであれば、その見直しがき

つちりとどこかでされて、差額があるのであれば、今年度、支払う仕組みがひとつ必要なのかなと思います。今まで審議を重ねてきてている中で度々出てきているお話しではあるのですが、去年、もらったものの中から今年の金額で全部を払ってと言わると非常に厳しいです。上り幅が一気に大きくなっていて、最賃がこれだけ上がってくるとさてどうしようという実態があるので、見直しをして補填をするような仕組みがしっかり出来ていないと守れない、しようがないよということでは困ってしまうので、ここはどうしても見直すべきかと思います。絶対に守ってよと言っても、無いものは払えない、前年に決めているのではどうがないかでは改善ができません。プラスアルファを見直して、きっちりそれがお渡してきて、その中でお支払いがしたいし、一番下のメンバーもこれから育てなければいけないメンバーなので、そこも払っていきたいというところは共通事項だと思います。先ほど台東区のお話しがありましたが、台東区のご事情があってそこの金額を出されていると思います。足立区は集まりやすいという話しがあったと思うので、台東区は集まりにくいのかなと正直思いました。他区の状況と足立区の状況の違いは何か、台東区はすごく引き上げることで人を他から集めている部分もあると思ったので、台東区を参考にするのであれば他の区もどういう方向性で動こうとしているのかが気になりました。うちの区に人が集まってくれないと困るということで早急な動きをするのであれば追従すべきですし、うちの区もやっていこうという気持ちにもすぐになりましたし、かといって9.5%は難しいのであれば9.2%からスタートしようよという気持ちにもすぐになりました。どのくらいの勢いで変えていこうとしているのかという情報を、少し見てもいいのか

なと思いました。何とか一番下の方を上げなければ集まらないし、かといっていただいている牌の中で払うというのも難しいとなると、その改善がどうしても必要というところでしょうか。

○伊藤委員

私はどちらかというと指定管理関連の仕事なので、5年間という期間で金額を決めていきます。そのため何が大切かというと、計算式を変えられるのが一番困ります。計算式を毎回、審議会でもっと上げろ、下げろと、変えられると、私どもは5年間の金額を最初の年に計算式をもとに出さなければなりません。ですから積算する方法は、一度決めたらそれを変更するのは困ります。足立区だけが特異だよという説明が前回あったので、足立区だけ特異なことをやるのは変更するのに値すると感じました。他の区の積算式の表を見る限り、ある程度きちんと横に並んでいますので、その積算式を続けてもらいたいと思います。建築は1年でやりますが、我々は5年でやりますので、少し変わるとすごく変わります。だから6%上がるというと、複式になるので5年間で35%も上がります。そのため、積算式を変えられたために正直ものすごく赤字になっています。後から出てくるところを見ればわかるように、50円単位だったものが100円以上の上昇になっていますので、その分は当然ですが出す方は考えていません。ですから4年目、5年目は必ず赤字になります。同額できた場合、公契約の金額が50円ずつ上がるのもうこれは仕方がありません。しかし100円ずつ上がっていますので、それを前と同じ金額でやるのは大変です。世界情勢がかなり変われば別ですけれども、それ以外の場合は積算方法を決めてくれば、私どもは長期のものも積算できます

が、それが毎回この審議会でずれるようであれば積算できません。業界が違うので建築は1年ごとで大丈夫なのですが、指定管理に関しては、同じ積算方法をせめて採っていただきないと計算できないです。

○竹内委員

建築業界もここ数年大型化していて、一本の工事が2年や3年に渡る仕事があります。令和5年に契約すると、5年の単価でまずスタートしています。もしかしたらスライドで上がるかもしれません、そのスライドで上がった結果が、最後の竣工時にしか変更が出てこないのです。途中では、なかなかそこまでスムーズに事務作業が進まないのが実態です。それは契約上の問題です。あくまでも令和5年に契約すれば、令和5年の基準で色々なルールを適用していただきたいと思います。毎年、5年に通ったけど、今は6年の4月だから6年の4月ルールだよ、7年だと7年の4月ルールだよと言われると困ります。

○北野委員

契約の時と違うルール、また積算方法が変わってくるということですが、基本的に最低賃金は上がっていくわけですし、報酬下限額も毎年それに応じて、また委託、指定管理については、これまでも会計年度任用職員の方をスライドさせてきたわけですので、金額は当然に上がっていきます。そのため、上がるのはいたしかたないというところです。ただし、基本的な考え方を統一してほしいということではないのかなと思います。しかし、統一した考え方、これまでの経緯というものが、少しポイントがずれた内容で来ているものであるならば、これはどこかで一度きちんと修正しなければならないと思います。きちんととしたルールに基づいて数字を上げてい

き、そして数字が上がった時には委託や指定管理は5年契約ですので、途中で契約の内容、支払いの内容を変えていくスライド条項なりをきちんと機能させなければなりません。それが機能していれば、確かに若干のずれがあるかもしれません、きちんと事業者の利益を担保できる方法ではないかと思います。こちらの去年の答申の中の意見の方でも、指定管理の場合、複数年契約の協定においては、人件費の増加などについては適切な対応に取り組まれたいと、一昨年ぐらいから意見として上げさせていただいている。これについても区の方は、もう少し突っ込んだ考えを提示をしていただきて、ここできちんと議論ができるような方向性を、次の審議会以降にお願いしたいと思います。これがずっと以前のまんまで終わらないようにしていただくことが、事業者側も労働者側も同じ意見だと思います。区がもっとお金を払ってくれなければ払えません。利益も出ません。給料、報酬も増えませんでは、全てが止まってしまうので、そこは区の方にもっとお願いしたいです。意見で止めずに、きちんと審議をさせて欲しいと、まずはこれを申し上げておきたいと思います。

○契約課長

区の方でも昨年度、国の指針に基づきまして区の考え方をまとめて全庁に周知をしています。事業者方にも電子調達サービスの掲示板などで周知を図っています。昨今の労務費の上昇については、かなり急激に上がっていますので、当初の契約、指定管理の協定等について大幅に違う場合には相互に協議をするように依頼しています。当然に根拠は必要ですが、きちんと当初の契約と今の実態が大幅にかけ離れているということがわかれれば、それについては予算の方も適切に対応したいと

思っております。もしそのような具体的な事例があれば、契約している所管課の方にお話ししていただければと思っております。工事に関しては、スライド条項のところは毎年適用しております。確かに手続きがかなり難しいところもありますが、ここはきちんと対応していきたいと考えております。あと一点、この労働報酬下限額の案ですが、それぞれA案がこれまでの経緯の内容で一番、皆様方の意見を反映したものということで提出しております。いずれも伸び率にするとかなり上がっていますので、その点も考慮して議論いただければと思います。

○伊藤委員

7年度から8年度にということなので、他のところと同じ線に入って同じ土俵で戦っていくのは、いたしかたないかと思います。例えば15ページを見ていただくと、これは全然皆様と違う話しだすが、下の算定方式の最賃との差を見ていただくと、実は令和2年から令和7年まで最賃との差は47円から187円に差がでています。民間の仕事をしていると、最賃で働いている人を私どもはたくさん使っています。でも公共の施設でやる方はほぼ同じような仕事なんですが187円も高く雇わなければなりません。似たような仕事なので、民間の仕事の方から、私たちは何故安いのと言われてしまします。これは実際に実務の中で言われていますが、これはもう役所で決められたものなので、もしくはエリア的に足立区は135円だよと色々と言っています。しかし私どもはサービス業ですので、実はこの算定方式は厳しいです。今回ご提案でやることによって他の区と同じ算定方式になることは、実は私は下げてもらいたいのですが、これはいたしかたないという感想でした。

○契約課長

ちなみに23区の状況ですが、ちょうど今、下限額を設定している他の区も審議中です。実際、具体的な審議は公表していないところがほとんどなので、どういった議論がされているか、よく確認がとれていないところもあります。ただ先ほどもご意見をいただきましたが、どの区も人材を確保したいということは一緒ですので、その点も考慮してご意見をまとめていただきたいと思います。

○伊藤委員

今回ではなくてもよいのですが、私どもの業務委託の業界では、保育士だけがプラス100円となっています。実は仕様書上に色々な職種が出てきます。当然ですが、雇用する時には、賃金を上げないと来てくれません。看護師などは当然ですが、100円よりも賃金をもっと上げなければいけません。他の区で職種ごとの下限額を設定しているのであれば、足立区でも検討していただきたいと思います。他の区の状況を参考にしながら、もしくは独自で何百円上げているのかというのを確認していただいて、職種ごとの下限額をアップしていただきたい。それをアップしていただかないと、私どもが仕事を受ける時に、公契約の金額、労働報酬下限額で委託料を計算されてしまうケースもあります。やはり専門職に関しては、来年度以降に何らかの方向性を少しずつ見せていただいて、保育士だけではなく色々な仕事の下限額を入れるようにしていただけだと、私どもの業界としては将来的にはありがたいと思います。今回の答申とは別として、来年度以降に少しずつ考えていただければありがたいかなと思います。

○北野委員

業務委託、指定管理について区の事務局の方からA案、令和7年度の会計年度任用職員の報酬額をそのままの案で1483円という金額を出されているわけですが、台東区の例を上げさせて頂きますと、台東区ははつきりと文書で審議会の方に出されています。令和7年の会計年度任用職員の報酬額は、令和7年の4月に遡って適用というわけです。令和8年の4月からの報酬額を議論するのに、令和7年の報酬額をそのまま持ってくるというのは、1年遅れでおかしいです。そこで何が必要かというと、令和7年から令和8年にかけての賃金上昇率を想定しなければなりません。では、どういう形で想定するのかというと、まず当初の台東区の考えでは、様々なシンクタンクの出している数字、また私どもの連合から出している数字4.5%という数字を当てはめて、第1回目の審議会で出してきました。それが1488円で、その後、区の方でも議論があったと思います。あくまでもシンクタンクや連合の言っている想定の数字4.5%でいいのかどうかというと、本来、ここでかけるべき数字というのは今年の最低賃金の上げ率を来年に想定してかけるべきです。もうこれは固定された確定された数字ですから、同じように賃上げがされると想定して掛けるのが適切ではないかということです。会計年度任用職員の報酬額に5.51%、連合などで出した数字だとだいたい4%から4.5%ですが、それを上回る数字を掛けてどうですかという形で台東区の方から提示されています。ここで必要なのは、最初に申し上げましたが、令和8年の報酬を決めるのに令和7年のものはもう1年遅れだということです。実は令和6年度、2年前に大幅に106円上がっています。この時に何でここまで上がったのかというと、足立区の場合は、今年で想定すると令和8年の報酬下限

額を算出するのに、今年を飛ばして去年、令和6年の会計年度任用職員の報酬を当てはめていたということです。それが何でそうだったかというと、第1回の審議会の時にはまだ人事委員会の勧告が出ていなかったので、会計年度任用職員の報酬が決まっていないから、前年度のものを利用していました。これを1回是正しましょうということで、2段階で引き上げをして106円上がったという経緯があります。今回、私が言いたいのは、8年度を決めるのに7年度とイコールで本当に正しいのかどうかということです。当然、8年度の途中でまた最賃も上がるわけです。会計年度任用職員の方や区役所の職員の方は、その段階で人事委員会の勧告が出て4月まで遡って上がります。ここはきちんとルールを決めて行うべきで、2年前にもやっているので出来ないことはないと思います。7年度のものに、来年の想定したものを金額として設定するのがしかるべき数字の出し方ではないかと思います。そのため、A、B、C案の中ではやはりC案で、率を掛けたものが一番適切なものを得られるのではないかと考えます。報酬下限額の金額については、このC案でお願いしたいと思います。

○伊藤委員

指定管理も含めて、下限報酬額と最低賃金との差が令和2年は47円だったのが、令和7年にそのまま持ってきただけでも187円になります。民間で私どもが仕事をしている時は、1250円から1300円くらいで実際に多くの競合する民間の仕事がされているのが実情です。そのため、民間とかなりかけ離れたものになってしまうというのもどうなのかなと思います。何故、会計年度任用職員の金額が最賃とこれだけ差が出てきたのかは存じませんが、さすがに187円の差だった

ら逆に0.95掛けくらいにしてもらわない
と、実際の民間の人たちとの差があまりにも
出てしまします。実際、民間で普通に商売を
されている方たちの肌感覚でいうと非常に苦
しいと思います。当然ですが今回の賃上げ
は、私どもが区役所をある程度指導しながら
インフレに合わせて賃金を上げていくという
趣旨が多分にあると思います。それは労使一
緒だと思います。ですから賃金を上げていく
ことにはそんなに違和感はないのですが、極
端に上げると、実際に民間がかなり取り残さ
れてしまいます。普通テレビで50円とか6
0円とか言っているのに、令和7年度は13
1円も上げられてしまったので、私どもは公
の仕事では飲み込んでいますが、なかなかア
ップするのは大変です。民間と市町村では、
サービス業という仕事に関しては差が開いて
しまうと思っているので、会計年度任用職員
と187円の差があるのであれば、0.95
倍くらいで少し最賃とプラスいくらまで、言
い方を変えれば最初は50円と思っていたの
が、最賃プラス100円になんて仕方がな
いねというところです。今は150円以上に
なってしまったので、非常に雇うのも、経営
するのも難しい状況ですので、そこはしっかりと
検討して欲しいです。私どもの業種だけ
でなく、保育まではきていますが、福祉が
多分ここにはいったら大変です。多分、区役
所の仕事はしないと思います。結局、同じよ
うな仕事で、安い金額で大変です。建築とは
全く別で、サービス業に関しては、差が18
7円開いたのは、正直、非常にやりづらいと
思っています。理論上は良くわかります。当
然4月から上がっているのはわかっています
ので、同じようにするというのは理論上は良
くわかりますが、少しそこは民間とは違うと
いうように感じます。

○北野委員

伊藤委員の方から、民間で働いている方と
の賃金の差があまり大きくなりすぎると採用
にも影響が出てくるという話しがありました
が、そもそも区が業務委託ないしは指定管理
を民間に出されているということは、民間の
事業者に対して区と同じだけの行政レベルの
ものを求めているわけです。その上で、そこで
働かされている方というのは、民間で働いて
いる方よりもそれだけサービスというか、
提供を求められているので、高い賃金でも私
は問題ないと思います。整理させていただきます
と、区が業務委託をされている、指定管
理をされているということは、区に代わって
業務をされているわけですから、民間とはま
た違う、民間以上の行政サービスとしてのレ
ベルの仕事をしていただかないといけないと
思うので、それなりの報酬というのは払わな
ければならないというように思います。そこ
で単に民間と最賃だけの差ではなくて、今度
は区で働かれている方との報酬額の均衡も取
らなければいけないのではないかと思いま
す。そうすると最賃プラスアルファという考
え方よりも、会計年度任用職員であるとい
うことは、行政職の号給表に基づいた設定とい
うのが正しい賃金の設定の仕方ではないのか
と考えます。そのため人事委員会の勧告で、
若い職員の方などの報酬額が上がります。そ
れを基礎とした会計年度任用職員も上がります。
同じ仕事、同等の仕事をするからとい
うことで、同じ、もしくは近い割合で報酬が上
がっていくのは、これはもう当然のことだろ
う私は思います。そのため、伊藤委員の方か
ら会計年度任用職員の金額に逆に0.95を
掛けてもいいのではないかというご意見もござ
いましたが、同等の行政サービスを担つて
いただく方の報酬額に関しては、同等の仕事
をされている方と同じものを払うべきだと思

いますし、来年のものを計算する以上は、来年のことを考えて一定の掛け率を乗じた上で設定するべきだと思います。そのためこのC案が一番適切であると思います。ちなみに、今、私の方でわかっている公開されている審議会の情報ですが、先程の台東区が1501円、中野区が1510円、世田谷区が1610円、その金額で今、審議をされているそうです。台東区については、もともと会計年度任用職員ものに4.5%を掛けたものだったのが、今回は最低賃金に5.41%を掛けた1501円を区から提示されて審議をしました。

○契約課長

今、北野委員から教えていただいた情報ですが、この金額というのはそれぞれの区で一つの金額を案として出されているのですか。色々な金額の幅というか、案がいくつか提示された中での審議なのではないかと思うのですが。例えば中野区でいうと、1510円というのはこの金額ありきで、他の案はないのでしょうか。

○北野委員

中野区については、私が直接傍聴していないのでわかりませんが、台東区については、事務局案として4案出されています。その中で、1つの案が1501円で会計年度任用職員の報酬額に5.41%を掛けたものです。他のものは、例えば厚生労働省の出している職業安定業務統計に基づく算定であったり、統計資料の職種別求人賃金状況に基づいて現在のハローワークの平均賃金に5.41%を掛けたものを出しています。しかし、結局それでは低いので最終的には会計年度任用職員に5.41%を掛けるという算定をした中で一番高いものを選んでいるという状況です。

○契約課長

そうするといつか案があって、今ご提示いただいた金額というのは、一番高い額ということですね。

○北野委員

そうです。台東区の場合は結果的に一番高い金額でもありますし、またこれまでの会計年度任用職員の報酬額をベースに、令和7年の最低賃金の上げ幅を今年の数字を来年に適用することを想定して算定しています。

○契約課長

今のお話しだすと、一番高い金額をご案内いただいたということで、各区は決まっていない状況だと思いますので、他にも案があつて、どの案になるかはまだわからない状況ということですか。

○北野委員

台東区については内定しています。1501円です。

○竹内委員

工事の75%もですか。

○北野委員

工事の75%も内定だと思います。ただし、工事の未熟練の設定労務単価・軽作業員の75%というのは、私は直接傍聴しているわけではありません。審議委員の方から聞いている情報では、区の方から提示がありましたという話を聞いておりますので間違いないと思います。

○早川委員

工事の未熟練のお話しだすが、バランスが

大事だというようなお話しがあったかと思います。そして、足立区の資料の12ページを見ると、案が1702円です。そして14ページ目の2188円ですが、こちらの考えを取り入れている行政区があります。千代田区、草加市、越谷市とかです。この考えが無いということであれば、大きなバランスが崩れると思いますが、実際に導入されております。私が申し上げているのは、軽作業員の70%ではなく75%ということであれば、大きいところと小さいところの中間ということになるので、バランスは保たれるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○北野委員

指定管理、業務委託の方ですが、私はC案でお願いしたいということを重ねて申し上げますが、上げ幅が大きいかなとも思います。これでいくと1350円から1563円で213円、基本的にはやはり来年度のものを想定して1483円にそれなりの数字を掛けて来年のものを想定するべきだと思います。

○伊藤委員

台東区が1501円ですから、こちらに関しては1483円が無難な数字なのかなという気がします。豊島区はまだ集まりやすいんですが、江戸川区も含め、台東区とか中心にいくほど人が集まりにくいのです。そのため、このような区に行った時は、賃金を少し上げます。、台東区が1501円、中野区が1510円から考えると、足立区が1483円前後は順当な数字だと思います。

○北野委員

1483円という数字に、来年度分を何パーセントかでも上乗せをするという一定のルールを決めて、来年の下限額を決めるべきだ

と思います。これは去年ぐらいからずっと主張させていただいていることですが、パーセンテージの多い少ないというのは、まずは一旦少し横に置いといて、基本的には来年度の報酬額を決めるんだという考え方からすれば、この1483円に5.41%まではいかなくともある程度の数字を掛けて決めるべきだと思います。2%なのか、3%なのか、1.5%なのかわかりませんが、あくまでもこの金額というのは来年のものを想定したという根拠、裏付けを付けた方が、来年以降の報酬額を決めていく上で一つの方向性になると思います。そのため何も5.41%にこだわるわけではありませんが、来年のものを考えたという証拠、審議をしたということを残す必要があると思います。

○竹内委員

今、北野委員からお話しがあった1483円に1.5%ぐらいを掛けると、近隣区とバランスが取れるのではないかというお話しがありました。今回は、審議の中でそのような意見が話している中で出てきたということを記録するだけで十分かなと思います。

○伊藤委員

理屈としては4月から始まりますとのご意見は分かりますが、今回は厳しいと思いました。

○北野委員

議論をしましたが数字は変わりませんでは、説得力・アピール力は低いと思います。先ほど竹内委員が言われた1.5%という数字も有りだと思います。もう少し高く見ても良いとは思いますが、あくまでも来年の数字を乗せた、足立区は来年の分もきちんと想定して報酬額を決めたという証として残るこ

とは大切だと思います。

○契約課長

ご意見はとてもよく分かります。事業者側と労働者側で色々とあって、委託と指定管理に関してはA案であっても10%程度のかなり大きい増額となっています。特にここ2、3年の間では上昇率がかなり高く、それまでとは全然状況が違っています。ご意見も当然かなと思いますので、そのご意見を今回反映させるのか、継続審議なのかというのもご判断なのかなと思います。

○渡部会長

業務委託、指定管理はA案でいくか、本来であればその年度のもので決めるべきなので、区の方でスライド式も含めて検討されたいという意見を付けてA案でいくか、1%でも上げて1497円でいくか、どちらかということですかね。

○伊藤委員

実際にたすと1.5だからそれを上げるというの根拠がないです。上げるのであれば、毎年4.5%だから4.5%を上げないと筋が通らないと思います。今のままでいくか、上げて4.5%でいくかということではないかと思います。ただし、他区とかけ離れてしましますし、足立区が飛びぬけるというのは非常に危険な作業になりますし、また民間ともかなり差が出てきてしまいます。民間も一生懸命に仕事をしており、同じように民間もがんばって1226円でやっているわけです。それとあまりにかけ離れるのは、民間の仕事をしている人たちからすると、こんなに差が開くのは変かなと思います。平成15年から指定管理の仕事をやらせてもらっていますが、当時の差は50円ぐらいで、それが

ずっといくと思って私どもは設計していました。それがどんどんと変わってきてしまい、今は180円の差で非常に苦しみながらやっていますので、あまり極端に差が開くのはどうかと思います。

○北野委員

全体の流れとしては、1500円台で報告してはどうだろうかという感じですね。そして、先ほど伊藤委員が言わされた1.5%は確かに根拠のない数字ですが、本来ならば5.41%上げたいです。しかし、そこまで上げてしまうと先ほど伊藤委員がおっしゃられていたように、他区との開き、民間との開き、これがあまりにも大きくなりすぎてしまいます。そのため、この審議会でどの数字が適切なのか、上げるということを前提とした上でどの数字が適切なのかということを協議した結果、先ほど竹内委員が言わされた1.5%が今回は妥当ではないかということで理由付けになりませんか。

○伊藤委員

それはなりません。

○早川委員

未熟練の下限報酬額を14年前に決めた時、軽作業員に90%掛け、さらに70%という数字を掛けました。これは、何か根拠があるかというと特に根拠は有りませんでした。そして根拠を探そうと思ったら、結構、複雑だと思います。今回の件もそうだと思います。やはり当時、その時は、未熟練は一体いくらぐらいで働いているのかという相場をまず出して、そこから逆算して今回90%の70%という数字を導き出したと聞いています。そのため、今回についても竹内委員が言った1.5%、確かに根拠は無いかと思いま

す。ただし、それぐらいの賃金相場であれば、まあこのぐらいだよねというような着地点なのかなということで、私も1.5%でいいかと思います。

○伊藤委員

私どもでやっている業務委託に関して、労働報酬下限額を取っている区と取っていない区があります。ですから1226円で今も働いていただいている区もあります。多分、半々ぐらいじゃないですか。今は非常にいやなところをやらしていただいている。役所で同じ仕事をしているのに、区の対応によって差がもっと開くということになってしまい、そしてまたプラスというのは、区どうしでもおかしくなりますし、民間の1300円とかで雇っている人間から見ても、何で役所の仕事をするとそんだけ高いくのというように思います。かなり差が出てきてしまうという実情なので、ある部分は上げたいけれど同じで行きながら、先ほど会長が言ったように、そこを目指していくということを付記するぐらいが今はいいところじゃないかと思います。

○北野委員

足立区としては、意見として上げるだけではなく、区としてもきちんと考えて実際にやりましたということが必要になってくると思います。先ほど伊藤委員の方から、区によつては同じ作業、同じ仕事を1226円の最低賃金でやられているところも確かにあります。しかし、公契約条例の制定の流れというのは今かなり加速していまして、23区でも制定されてないところは、最終的には一つ二つになってきます。葛飾区も理念条例をこれから改定に向けて動いていきます。公契約条例に該当するものについては、今後12

26円から各区の審議会で決められた報酬下限額でなっていくと思いますので、そんなに区どうしの金額の差は気にしなくてもよいかなと思います。

○渡部会長

私の考え方は、本来C案ではないかと思いますが、ここまで伊藤委員からの反対意見が出ていることと、区のスライド方式に関する対応が本当に適用されているのかいまひとつわからない状態では、どちらかというと意見はD案という気もします。

○小倉副会長

今後の方向性というところでは、正直、最低賃金が来年上がるのはほぼ確実で、もっと上がるだろうなという想定を皆さんせざるを得ません。実際に上がっている状況の中でやっとやっているということを加味すると、本来はC案でいきたいなというところもあると思いますが、来年もっと上がることは想定が付くので、1.5がどうかというと、1.5の根拠は確かに全くないのですが、少し来年の上昇率を加味してはどうでしょうか。それが1.1なのか、1.5なのかというところはあるかと思いますが、1500円であれば、国として1500円を最賃にもつていこうという指針があったかと思うので、そこをベースにしたらどうかと思います。国が目指している1500円というところに上がっている中で、今後上がっていくことも想定されますが、そのあたりを想定したので、そのペーセンテージを少し加味したらどうかということでA案をベースにしてというところです。先ほど伊藤委員の方から話しあった、他の方と給与が大きく違った、何とか区で働いている私は低くて、だったら足立区にしてくださいと言われる可能性は非常に大きく

て、じゃあ辞めますとか、一般的の最賃ではやってられない、逆に離職を助長する可能性も残念ながらあると思います。そして足立区で仕事に来ている人はいいけれども、私は何で足立区の仕事を出来ないのですかということになると、他区の仕事もやっていただかなければ会社としては難しいということもあると思います。今回、足立区では、将来的に全国の平均を目指しているところの1500円を目途に想定をされたようだよということであれば、少し話しの辻褄は合うと思いますがどうですか。C案だと少し難しいのですが、A案に少しその辺を加味した案が、落としころとしてはどうでしょうか。根拠的なところは、国が出している1500円を目指してはどうかということです。ただし、あまり離れすぎるのは、他の職員の方との不均衡という非常にいやな思いをされる職員があっても困ると思います。同じように区の仕事に携わっているのであれば、本来ならば他区もたくさん上がって欲しいなということもあります、なかなか他区まで少し上げてよといかないところもあると思います。

○伊藤委員

1350円から1500円に上げると、10%を超えます。10%の上昇というのは、テレビなどを見ても、なかなかありません。1485円で数パーセントの上昇ですので、それを超えるというのは新委員としては、少し世間の常識からかけ離れているのではないかと思います。

○北野委員

私はC案を是非ともというところではあります、今、小倉委員がおっしゃられたようなことも有りかなと思います。将来を見据えた数字、会計年度任用職員の令和7年度の数

字をスライドさせただけではなく、将来の賃上げというものを含んだ上げ幅であるといったところでよろしいのかなと思います。

○契約課長

1500円という金額と1483円という金額が、それほど差がないと見るのは、それとも1500円がいいのかというところであるかと思います。

○小倉副会長

雇う側からすると17円の差は正直大きいと思います。やはり時間単価ですので17円くらいという金額ではなくて、当然それに1日の時間数を掛けたり、勤務時間を考えると大きな金額になっていきます。どの方もその17円を引き上げるのは、非常におそらく事業所の方からすると大変ことではあるだろうと思います。最賃の上り幅について来年を見据えてしまうのは、きっとそんなに上り幅が上がりすぎると皆さんも着いていけなくなってしまうところもあると思います。あとは途中での見直しとかスライドのところが、一番キーかなと思います。事業所側からすると、払っていただいているものに対しては払ってあげられますが、5年の積算でいしまって、あとは知らないよという状況では、どうすることもできない状況になってしまします。それは単純な物価スライドではなくて、おそらく賃金スライドを加味した見直し制度みたいなことも一緒に進めないと実現は難しくなってきてしまうところかなと思います。

○伊藤委員

指定管理はみんな1500円で合わせていますが、今回は業務委託も入っているので、1500円にすると、1200円と1500円で300円の差のイメージが強くなりま

す。ですから、今の段階で足立区が根拠のないところでそれを上げていくのは問題です。まあ1500円というのは、30年で目指すところではないのでしょうか。会計年度任用職員のところからまた上げるという意味が、それも10%以上も上げていくということの意味が、なかなか経営者側の委員としては少しまずいでしょうねとしか言いようがありません。

○契約課長

今、他の区でも審議中でありますし、金額も他の区とは、若干、例えばA案でいうと少し低いかもしれません、委員の意見であつたように、地域差を考えても、実際に不足しているのでしょうか。

○総務部長

保育の給与を見てもやはり地域差があり、事業者が非常に苦労されていると思います。各区も、色々なことに実質的にどのように対応していったらということを苦労されていると思います。多分、台東区の今の例も、色々なところの根拠を引っ張りながら、これでいきましょうという一番押しの案でいきそうな感じなのかなと思います。少し他区の苦労具合も見せていただいて、例えば最賃との差をどのように考えていくのかとか、プラスアルファの部分の研究とかをさせていただいて、A案でいくのはどうでしょうか。当然そこにC案に入れた方向性もそこを見せなければという北野委員のご意見もありますし、実質それを組み込むとなかなか厳しいよという伊藤委員の意見もわかるので、そこをもう少し踏み込んでやり方について研究するとか、次のステップを踏むという方向性を出すというぐらいでどうでしょうか。

○伊藤委員

そうすると2月の確定してきた段階で、1480いくらになるのか決まると思うのですが、他区でもう少し上げようとかいうようであれば、その段階で根回ししていただいて、最終的な微調整はお任せする形にですかね。まあそんなに金額としては差がないのはわかっているので、そのぐらいですかね。

○契約課長

今年度の他区の状況は、ある程度、当然変わるとと思うので、そういう状況をこちらでも把握させていただきたいと思います。そして他区の考え方や計算のしかたを踏まえて、来年以降また加味していくかどうかと思います。

○早川委員

23区の中で足立区は、1483円で最高時給ではないです。最高時給の話しをしているのであれば、他区の状況を見て考えましょうということは確かにわかると思います。しかし、他の賃金でいうと、台東区は1500円を超えてきているし、中野区も超えてきているというところであれば、他区の状況をもう既に我々は見ていると思うのですが。

○総務部長

金額結果というよりも考え方です。先ほど1.5とか、最初の方にありましたどうやって決めていくかの根拠があまりブレてしまうと困るというお話しがありました。未来永劫とは思いませんが、その上げるパーセンテージなどを、どういうとこに根拠をもっていくのかという考えがないと、またブレブレになってしまいます。少なくとも2年、3年は最賃のところもこういうタイミングで睨みながらとか、こんなパーセンテージで考えなが

ら、あと今日もそれぞれのお立場で出た意見から加味する色々な要素があると思うので、この条件は最低でも重視しましょうみたいなこともやる必要があるのではと感じました。結果の数字のところだけではなくて、そのプロセスも、そして足立区という23区の中での、周辺区だけれど大きくて需要は色々あるという、そこらへんもかなり必要かなと思いました。その辺の背景が、私どものご提示が今日、議論した中では少し十分ではなかったかなということもあるので、そういったものも加味しながら、次のステージで対応していくということでいかがでしょうか。公の賃金が上がってくことで民間がそれを追従していくという部分もあるので、私たちも全く公は上げませんよとも言えないところもあります。バランスが重要なのかなと思います。

○ 竹内委員

工事の方のお話しに戻って、11ページの方の案ですが、工事は一番冒頭に申し上げたとおり令和7年度のC案がベースであるべきと私は思っています。しかし、2時間議論していく中で来年度ということもあるので、ベースは令和8年度の労務単価というのを受け入れようと思っていますが、これの90%にしているという根拠があくまで落札率ではなくて、7年度の単価だと私たちは思っています。しかし8年度をベースにしましょうというところで、既に5%、6%の差異があつて、さらにそこに落札率が94%程度ということであれば、88とか89とかになつていいのです。そういう逆算になりますが、概ね90%でもそれは論理的には成り立つのではないかと私は思います。そのため本来は令和7年度がベースだと思っていますが、基準にするものが8年度とするならば、想定なのでそこからの90%というA案でいくこともし

かたなかろうというように思っています。同様の理論で12ページの熟練工以外のところも、8年度のA案というように思います。

○ 渡部会長

まず工事請負契約ですが、今年は令和8年の新しい労務単価でやれるようになったということと、熟練についてはA案ということでおろしいですか。

次に熟練以外ですけれども、こちらもA案でいいですか。

○ 早川委員

私はA案ではなく、75%というところが中間的な金額かなと思います。

○ 伊藤委員

これも他区も同じような形ですか。

○ 契約課長

他区はA案です。

○ 伊藤委員

先ほどと同じように、どうせ意見が分かれるのは当たり前の話ですから、合わせる必要はないのですが、他の区との大きな流れの中で、みんな同様にやらなければならないのですか。数字が出ていないのであれば、先ほどの指定管理と同じで、問題がなければ前回と同じで、先ほどの工事請負契約は8年度ということですが、同じ案でいきたいと私は思います。

○ 契約課長

22ページに熟練・未熟練の昨年度の他区の状況がありますが、これを見ると熟練工以外についても、他の区に合わせるとするとA案になりますが。

○渡部会長

こちらも、今回は新しい年度の労務単価で見るというところをまず見直しさせていただくということで、A案でまとめさせていただきます。

○北野委員

その代わり、来年の申し送り事項、付帯意見として、そこらへんをきちんと議論を重ねていくということを、付け加えていただきたい。さらに、踏み込んだ内容でということをお願いしたい。

○竹内委員

ここでお話しすることではないかもしれません、先ほど賃金スライドの話をされていました。労務単価であれば、積算する際に単価を変えていくと、それは簡単に工事費の中で、1億の予定だったものを我々は9千2百万で落としました。1億のものが1億1百万になりましたとか、新しい年度の単価を入れたら、同じ数量で入れて簡単に出るはずなので、即座にそのアップをして欲しいというお願いです。

多分、指定管理も同じようにできるはずです。

○渡部会長

今回、意見のところを具体的に踏み込んで出すという案で、付議していただくという感じでどうでしょうか。

次に委託、指定管理ですが、今回はA案で、ただし、考え方としてはC案を入れるべきという意見もあるので、まず他区の計算方法や考え方を見ていただいて、来年度は、場合によっては見直していくことと、同じように意見のところに賃金のスライド方式

とか、具体的に踏み込んだ区の対応を求めるということを付議に書いていただくということでA案ということでおろしいですか。

○北野委員

それに付け加えて頂いて、先ほど伊藤委員の方でお話をされていましたが、職種別については、保育士、介護士、学校給食、これについては意見としては出ていますが、もっと踏み込んだ形でお願いします。当然、介護士などは、きちんと報酬という形で見てあげる必要があると思います。また、給食については、ちょっと聞いたことですが日頃の健康管理も大変で、卵は絶対に食べてはダメだとか、生魚は食べてはいけないとか、そういうことの制約を受けつつ、健康管理、衛生管理をした中で仕事をされているので、ここについてもその分を加味したもの求めたために、もう一つ強い対応をお願いします。

○契約課長

介護は、法定で給与が決まっているかもしれませんので、少しその辺は確認させていただきたいと思います。

○渡部会長

課外施設についても、同じ考え方でA案ということでおろしいですか。

○渡部会長

これで議事は終了したいと思います。

○契約課長

この場は基本的には労働報酬下限額を決める場でございます。それ以外の付帯したご意見があるかと思いますが、お時間が限られていますので、よろしくお願いします。

○早川委員

その他事項で、現場に行ったアンケートの状況を皆さんと一緒に共有したいと思いますのでお配りします。1ページ目は我々組合が公契約条例適用現場に出向いて、職人にヒアリングをしています。そのヒアリングの質問項目が全部で11項目あって、実際に職人と相対してこういうことを聞いているということです。2ページ目が、令和7年度のヒアリング結果をまとめたものです。北綾瀬駅とか小学校とか、様々なところに行ってヒアリング調査をしています。令和7年度については、全部で50の方からヒアリングを聞くことができまして、50人の中で言うと、下限報酬額以上貰っている方が3名しかいなかったという実態があります。この金額については、給与の税引き後の金額なのか、ボーナスを含んでいるのかどうかという議論はありますが、私の感じで言うと、建築労働者が企業みたくボーナスを4か月もらっている話しささらさら聞いたことがありません。貰っていても1回のボーナスで10万円とか、そんな話しが圧倒的に多く、貰っていない方も多々いますので、おそらく実賃金に近い金額なのかなということが想定されます。日当金額を見ると、下限報酬額が平均で28000円としたら、数万円の差が出てきているということです。この辺についてはもう少し真剣に、我々が下限額を決めていく中でこういう実態もあるんだということを加味しながらお話しした方がよろしいのかなということで、一つのデータとしてお示ししました。

○竹内委員

この時、ちゃんと貰っていなかったことに対するPRはしていますか。

○早川委員

そういう周知はしています。次回、何故ここまで多くの方が貰っていないのかということを皆さんと一緒にお話し出来ればと思います。

○渡部会長

これで審議会を終了します。